

## 【表紙】

【発行登録番号】	3 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 5月12日
【会社名】	E N E O Sホールディングス株式会社
【英訳名】	ENEOS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大田 勝幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1番 2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 井上 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1番 2号
【電話番号】	03(6257)7075
【事務連絡者氏名】	インベスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー 井上 亮
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2021年 5月20日）から 2年を経過する日（2023年 5月19日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 500,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行社債】

未定

#### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2)【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、借入金返済資金、社債償還資金、CP償還資金および運転資金等に充当する予定であります。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月25日関東財務局長に提出  
事業年度 第11期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第12期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第11期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第11期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出  
事業年度 第12期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月16日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第12期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月15日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第12期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第13期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月15日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第13期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第13期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月14日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2021年5月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2020年6月30日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月8日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2021年5月12日）までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（6）対処すべき課題（\*）次期の連結業績予想について（2020年5月公表）」に記載されている売上高、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益及び在庫影響を除いた営業利益相当額については、当該有価証券報告書提出時点のものであり、当該業績予想が対象とする連結会計年度については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が未了であるものの、2021年5月12日に実績値を公表しております。当該2021年3月期の連結業績予想に関する事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録書提出日（2021年5月12日）現在においてもその判断に変更はありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

ENEOSホールディングス株式会社 本社  
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

**第三部【保証会社等の情報】**

該当事項はありません。